

### 3 道州制について

地域の元気、奈良の歴史や文化など奈良県の独自性、災害への対応を考え合わせると、私は都道府県を廃止して道州制に移行することには慎重で、府県という行政区は残すべきであると考えている。知事は道州制についてどのように考えるのか。

（知事答弁）

道州制の導入につきましては、様々な動きや意見があります。国政レベルでは、議員お述べのとおり、複数の政党が道州制推進の姿勢です。

一方、地方における議論の実情は、まず全国知事会では、去る5月29日に開催された地方行政体制特別委員会の場では、両論がありました。「国の活力を生むために道州制が必要」という意見がある一方、「道州制については国民の理解が得られている状況になく、慎重な対応が必要」という意見も強くありました。知事会の中でも厳しく意見が分かれている状況です。

また、一方、全国町村会は一貫して道州制の導入に反対されております。昨年11月21日の「特別決議」でも、「地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることとなれば、多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながる」と、強い口調で道州制の導入に危機感を持たれています。

道州制に対する私の考え方ですが、わが国は、現在、少子高齢化とグローバル化の事態に直面しており、転換期を迎えているように思います。このような時代で、特に要請されるのは雇用と社会保障の重要性であると思います。その充実のためには住民へのサービス給付、社会保障の給付を直接担う基礎自治体の役割がより重要となってきています。従って、道州制を検討する前に、まず、現下の国家課題にどのように国として国家をあげて立ち向かうかとの観点から、基礎自治体のあり方、役割を整理すべきであると考えます。

次に、道州制を含む広域地方行政組織のあり方を検討するにあたっては、これから役割がこのように増大する基礎自治体との関係を整理し、明確にすべきです。全国町村会は、広域自治体の設立は分権でなく集権だと言っています。社会保障制度等の個別法の体系をつぶさに見直して、広域地方行政組織と基礎自治体の役割分担を、組織全体ではなく、個別の法の執行の観点から整理しておく必要があると思います。

歴史を振り返ってみますと、戦中戦後の短期間を除き、道州制に匹敵するような広域地方行政組織は、我が国にはありませんでした。

わが国の地方行政組織は、これまで基本的に府県と市町村で構成されてきました。市町村の数は、明治から昭和、平成の合併を経て、約71,300から約1,700と約40分の1に減少しましたが、府県数は、明治23年の府県制制定以降、47で変わっていません。府県数に変化がなかったのは、府県域を超えた広域地方行政組織の必要性が、これまで我が国において国民の皆様に認識されてこなかったからではないかと思われます。

グローバル化と少子高齢化が進行する中で、この国のあり方を議論することは大変重要です。特に、地方自治のための地方分権を進めることは大事なことです。道州制が地方分権の主役になり得るかどうか、まだ議論が残っていると考えています。地方分権というのは団体自治の領域の議論ですが、公共団体間の役割配分のことです。もうひとつ、団体と住民との関係、住民自治の関係の議論も大事です。住民の生活に関連する行政はできるだけ身近な行政機関で行うべしという、住民自治の基本的な観点からの基礎自治体強化論もあり、賛同するところも多いわけです。道州制のような広域地方行政組織が今後どのような意味で必要とされるのか、積極的な理由づけがそれぞれの論者で必要であるものと思われます。

これらのことから、今後のこの国のかたちをどうするかという現下の根本的かつ構造的な議論を、引き続き多角的に多方面から議論していく必要があると考えております。